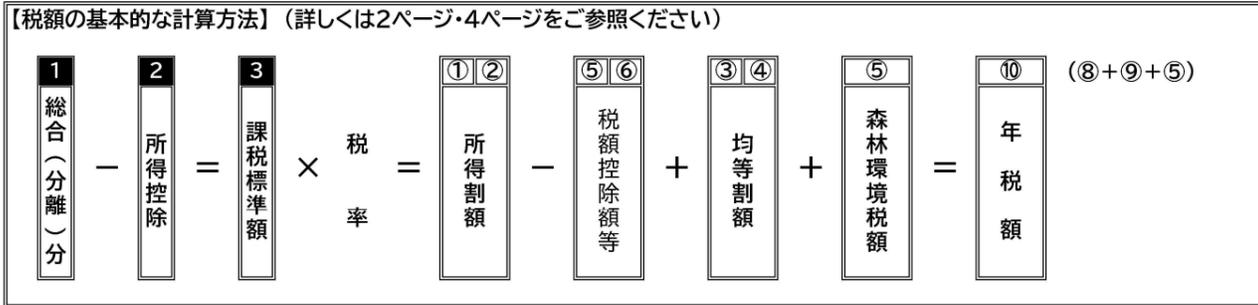


市民税・県民税 納税通知書の『見方』

【納税通知書の記載内容】
 1枚目・・・年税額、納付方法
 2枚目・・・所得、所得控除の内容
 3枚目・・・税額算定の過程
 ●この通知書は再発行できませんので、通知書の紛失後に所得金額を証明する必要がある場合は窓口等で所得(課税)証明書をお取りください(有料)。

【同封する納付書のあらまし】
 ●既納付額がある場合、納付書は差額の税額となります。
 ●下記の場合は納付書が同封されていません。
 ・口座振替をご利用の方。
 ・公的年金からの特別徴収のみの方。
 ・還付等のみで納付すべき額が発生しない方。



1枚目(納付方法・税額・納期限について) [1ページ]

【お問い合わせされる際の留意点】
 ●納税通知書の送付直後は、例年、窓口や電話が大変混みあいます。6月下旬には比較的混雑が緩和される見込みです。
 ●お問い合わせの際は、納税義務者様の個人情報を保護するため「お問い合わせ番号」を必ずお知らせください。

令和6年度 兵庫県明石市 市民税・県民税・森林環境税 納税通知書 兼 更正決定通知書

【課税対象の方】
 ●課税対象は、賦課期日(令和6年1月1日)現在、明石市に居住する方、または明石市内に店舗・事務所・事業所のある明石市外に居住している方です。
 ●令和6年1月2日以降に他の市区町村に転出した場合であっても令和6年度までは明石市で課税され、転出先では令和7年度から課税されます。

【定額減税の実施内容】
 ●減税額=1万円×(納税義務者+控除対象配偶者+扶養親族の人数)
 ●控除方法は、給与からの特別徴収(6月分を差し引かない)・普通徴収(第1期分から控除)・公的年金からの特別徴収(10月分から控除)の順に行われます。

【普通徴収で納付いただく内容】
 ●年税額のうち今回送付の納付書、又は口座振替で納付いただく額です。
 ●口座振替や年金からの特別徴収のみの方、還付等のみの方は納付書を同封していません。

お問い合わせの際は お問い合わせ番号 をお知らせください。

お問い合わせ番号 明石市役所 市民税課 個人市民税担当 ☎(078) 918-5013
 受付時間:平日 8:55 ~ 17:15

☞目次は裏面(2ページ)をご覧ください。
 ☞この通知書は納付いただく必要がない場合も送付しておりますので納付書の有無をご確認
 ☞納税通知書の見方・Q&A | 明石市・市民税 | 検索

【年税額】
 ●今年度、納付いただく市民税・県民税の合計額です。

年税額(円) _____
 変更前年税額(円) _____

普通徴収の方法によって徴収する額

期別	納期限	納付額(円)	充当額(円)	充当後納付額(円)

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額

徴収月	徴収税額(円)	年金の種類
令和6年4月		
令和6年6月		
令和6年8月		特別徴収を行う公的年金の支払者の名称
令和6年10月		
令和6年12月		
令和7年2月		

金融機関

口座種別 _____ 口座番号 _____ 振替区分 _____
 口座名義人 _____

【口座振替の留意事項】
 ●口座振替の方は振替する口座情報を記載しています。
 ●納期限が振替日となります。
 ●全期前納の場合、振替日は第1期の納期限となります。
 ●残高不足の場合、再振替は行われませんのでご注意ください。

【仮徴収税額】
 ●令和5年度の年金所得に係る年税額の1/6ずつを令和6年度仮特別徴収税額として、令和6年4月・6月・8月に天引きします。

【本徴収税額】
 ●令和6年度の年金所得に係る年税額から仮特別徴収税額を差し引いた残りの税額を令和6年10月・12月・令和7年2月に割り振って天引きします。

【翌年度の仮徴収税額】
 ●来年度も引き続き公的年金を受給される場合に令和5年度の年金所得に係る年税額の1/6ずつを令和6年10月・12月・令和7年2月に天引きします。

【公的年金を受給されている方からの納税通知書に関する『よくある質問と回答例』】

- ★質問A 「公的年金からの特別徴収中なのに納付書が送付されてきたのはなぜでしょうか？」
 回答① 「公的年金からの特別徴収を開始する初年度は、年税額の1/2を納付書で納付いただく必要があります。」
 ② 「公的年金以外の所得は特別徴収の対象とはしませんので、納付書で納付いただく必要があります。」
- ★質問B 「社会保険料控除や生命保険料控除の申告をしたいのですが、どうすればいいのでしょうか？」
 回答① 「源泉徴収された所得税の還付を受けようとする場合は、税務署へ申告相談してください。」
 ② 「所得税の申告義務がない・還付を受けない場合は市民税課へ申告してください。ご連絡いただければ申告用紙等一式をお送りします。」
- ★質問C 「6月中旬に日本年金機構から送付されてくる年金振込通知書とこの納税通知書に記載されている特別徴収税額に差異があるのはなぜでしょうか？」
 回答 「年金振込通知書に記載されている特別徴収税額は、前年度に明石市が日本年金機構に通知した税額が参考のために記載されているものであり、今回、明石市から送付した納税通知書の内容が正しい特別徴収税額となります。」

2枚目(所得額や所得控除額の内訳) [3ページ]

【算定対象の年分】
 ●算定根拠である『所得』及び『所得控除』の発生した年を表示しています。

令和6年度 兵庫県明石市 市民税・県民税・森林環境税 所得・控除明細

住所	通知書番号	更正決定理由	氏名	分所得			
収入・所得区分	決定(円)	変更前(円)	増減(円)	2 所得控除	決定(円)	変更前(円)	増減(円)
1 給与収入				雑損・医療費等			
公的年金収入				社会保険料			
雑(年金分)				小規模共済			
雑(業務・その他)				生命保険料			
営業等・農業				地震保険料			
不動産				配偶者控除			
利子				配偶者特別			
配当				特定扶養			
総合譲渡・一時				老人扶養			
総所得合計				その他扶養			
1 分離長期				同居老親加算			
分離短期				扶養障害			
株式譲渡				同居特障加算			
上場株式等の配当				寡婦・ひとり親			
先物取引				本障害			
山林				勤労学生			
繰越純・雑損失				基礎			
控除合計				16歳未満人数			

【所得額の算出】
 ●所得とは、収入金額からその収入を得るために要した経費を差し引いた残りの金額(利益)の部分です。給与収入の場合は給与所得控除額を、公的年金収入の場合は公的年金控除額を差し引き、所得額を求めます。

【所得控除額の算出】
 ●扶養控除や本人該当の人的控除が表示され、該当がある場合、「*」または人数が入ります。
 ●税務署へ所得税の確定申告書を提出された場合、市民税課へ申告データが送付され、そのデータを反映した納税通知書を送付するまで2~3月程度要します。
 ●控除の種類により控除額が所得税と異なります。

3枚目(市民税・県民税の税額算定の過程) [5ページ]

【税額控除額の算出】
 ●所得割額から差し引かれる税額控除額等を表示しています。
 ●計算方法は「市民税・県民税のしおり」を参照してください。

令和6年度 兵庫県明石市 市民税・県民税・森林環境税 課税明細

通知書番号	氏名	決定(円)	変更前(円)	増減(円)	決定(円)	変更前(円)	増減(円)
3 総所得					6 調整控除		
分離長期					市民税		
分離短期					税額控除		
株式譲渡					住宅借入金特別控除		
上場株式等の配当					寄附金控除		
先物取引					外国税・税額調整		
山林					配当割・株式等譲渡		
所得割額合計					所得割額控除		
1 市民税所得割額					定額減税		
2 県民税所得割額					減免額		
3 市民税均等割額					7 調整控除		
4 県民税均等割額					県民税		
5 森林環境税					配当控除		
					住宅借入金特別控除		
					寄附金控除		
					外国税・税額調整		
					配当割・株式等譲渡		
					所得割額控除		
					定額減税		
					減免額		
					8 市民税額(①+③-⑥)		
					9 県民税額(②+④-⑦)		
					10 年税額(⑧+⑨+⑤)		
					11 給与からの特別徴収税額		
					12 公的年金からの特別徴収税額		
					13 差引納付額(⑩-⑪-⑫)		

※定額減税控除未済額がある場合、この位置に印字します。

【課税標準額の算出】
 所得額から所得控除額を差し引いて求めます。

【所得割額の算出】
 所得の種類ごとの課税標準額にそれぞれの税率(2ページ参照)を乗じ求めます。

【給与からの特別徴収】
 年税額のうち、給与から特別徴収される税額です。

【年金からの特別徴収】
 年税額のうち、公的年金から特別徴収される税額です。

【所得割額より控除できなかった配当割額等控除額】
 所得割額より控除することができなかった控除額は均等割額に充当されます。充当できなかった金額は6月末頃還付予定です。未納の徴収金がある場合は還付せずに未納金に充当します。